

議案第 57 号

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 10 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例

境港市児童クラブ条例（平成13年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中

「

上道児童クラブ	境港市上道町3,078番地	上道小学校
---------	---------------	-------

」を

「

上道児童クラブ	境港市上道町3,026番地	上道小学校
---------	---------------	-------

」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 上道児童クラブの位置を移転
移転前 上道町3,078番地 上道子ども会館
移転後 上道町3,026番地 上道小学校

- 2 施行期日
平成26年11月 1 日

議案第 5 8 号

境港市福祉事務所設置条例及び境港市特別医療費助成条例の一部を
改正する条例制定について

境港市福祉事務所設置条例及び境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

平成 2 6 年 9 月 1 0 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市福祉事務所設置条例及び境港市特別医療費助成条例の一部を改正
する条例

(境港市福祉事務所設置条例の一部改正)

第1条 境港市福祉事務所設置条例(昭和31年境港市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(境港市特別医療費助成条例の一部改正)

第2条 境港市特別医療費助成条例(昭和48年境港市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第5号中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)」に、「同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項」を「同条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う所要の改正

(1) 条例中で引用する法律の題名を改める。

(2) 配偶者のない男子の定義について、法律を引用する形に改める。

2 施行期日

平成26年10月 1 日

議案第 59 号

境港市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
制定について

境港市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 10 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除き、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の規定（第1条から第4条までの規定を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 家庭的保育事業等を行う者、その役員その他の経営に事実上参画する者（家庭的保育事業等を行う事業所の管理者を含む。）は、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の整備

(1) 子ども・子育て支援法の制定に伴う児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされた。

この基準は、市が、原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児の受け皿として創設された家庭的保育事業等を行う事業者を認可する際の基準となるものである。

区分	事業内容	定める項目
家庭的保育	5人以下を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。	・職員に関する基準 ・設備・面積に関する基準 ・利用定員（小規模保育の一部及び事業所内保育に限る。）に関する基準 ・その他（保育所との連携、健康診断、秘密保持、子どもの適切な処遇、保育時間、保育の内容等）
小規模保育	少人数（6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。	
居宅訪問型保育	障がい等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。	
事業所内保育	企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。	

(2) 本市の考え方

国の基準と異なる内容を定める特別な事情、特性はないことから、国の基準を基本とし、本市独自の基準として暴力団排除の規定を設ける。

2 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第 60 号

境港市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例制定について

境港市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 10 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、次条に定めるものを除き、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の規定（第1条の規定を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者、それらの役員その他の経営に事実上参画する者（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の管理者を含む。）は、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の整備

(1) 子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされた。

この基準は、市が、施設及び事業者を子ども・子育て支援新制度に基づく給付費の支給対象として確認する際の基準となるものである。

区分	対象施設・事業	定める項目
特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	・利用定員に関する基準 ・運営に関する基準（利用者への説明、応諾義務、連携協力、運営の重要事項に関する規程の整備、秘密保持、子どもの適切な処遇、事故防止等）
特定地域型保育事業	家庭的保育 小規模保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	

(2) 本市の考え方

国の基準と異なる内容を定める特別な事情、特性はないことから、国の基準を基本とし、本市独自の基準として暴力団排除の規定を設ける。

2 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日